

入間市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例  
改正要旨

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、災害応急対策等のため本市に派遣された職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するときに、当該職員に対し支給することができる手当の名称が「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」から、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改められたことに伴い、条例中に引用している手当の名称等を改めるものです。
  - (1) 入間市災害派遣手当等の支給に関する条例第 1 条中、新型インフルエンザ等対策特別措置法「第 44 条」を「第 26 条の 8」に改めるとともに、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

施行日 公布の日